

第2回大山崎町障害者基本計画等策定委員会

【事務局】

定刻になりましたので、只今から「第2回大山崎町障害者基本計画等策定委員会」を始めさせていただきますと思います。

冒頭、部長のほうからごあいさつを申し上げます。

【部長】

皆さん、こんにちは。

第2回の委員会を開催させていただきましたところ、委員長様をはじめ各委員の皆様方には本当にお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

4カ月前の5月末に第1回を開催させていただきました時には、冒頭で夏の到来ということを書いていましたけども、その後、暑い日が続いて空梅雨があって、7月は本当の猛暑。どうなるかと思いましたが8月には各所で雨、日照時間が短く、9月は残暑が全くない。非常に季節がズレてきていると言いますか、変化しているなという気がしております。

本日2回目ということで、その間、今日の議題にもありますようにワークショップ、それからアンケート調査を行いまして、その結果報告を本日させていただきます。また、乙訓圏域の課題ということをご報告させていただいて、最後に計画の骨子案ということでございます。

それぞれ皆様、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

本日は大変ご苦勞様ですけど、どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

ここからの進行は委員長、お願い致します。

【委員長】

まず、傍聴の方はおられない。でも、いつも通りのことですから、おられる場合は、基本にご了解いただくということによろしいですね。

では、資料1として前回の会議録。これはすでにオープンされているんですか。説明をお願い致します。

【事務局】

資料の確認

議事録について説明

参考資料「サテライト型住居」について説明

【委員長】

今のことについて、ご質問はありませんか。

例えば、サテライトのほうにはスプリンクラーを付けなくても良いのですか。

【事務局】

はい。

【委員長】

他に、何かご質問はないですか。

サテライト型住居の入居者が概ね 20 分以内で移動可能というのは、歩いてでも、自転車でも、車でも 20 分以内で行けたら良いということですか。

【事務局】

そうです。概ねということで地域の実情に鑑みてですね、1つの目安として徒歩でも車でも何らかの交通手段を用いて 20 分というのが示されています。

【委員長】

向日市とか長岡京市にグループホームがあって、大山崎町で一人暮らしというのも可能なのでしょうか。

【事務局】

距離としての要件を満たせば、20 分で行き来できると思いますので、可能だと思います。

【委員長】

何かご質問はないですか。

では、次第 4 の審議に入りたいと思います。

今日は、計画を立てるために当事者、関係者の声を聞くということはずごく大事なことだろうということで、1回目から今日まで色んなかたちで事業者や当事者の色んな人たちに意見を聞いてもらった。そのことについて、ご説明を受けることが中心になるだろうと思います。

では、資料 2 から簡単に説明をいただけたらと思います。

【事務局】

－審議事項 1) 事業所アンケート調査の結果について、説明－

【委員長】

今の％は、回答のあった施設のうちの 64.1%がそのような回答をしているという％なのか。例えば 39 施設のうちの 64%が言っているということなのか。

【事務局】

－審議事項 1) 事業所アンケート調査の結果について、説明－

【委員長】

「事業所のアンケート調査について」ということで説明をいただきましたので、何かご質問やご意見いただけたらと思いますが。

私、無知で恐縮ですけど、1 ページ目の「事業所の状況について」ということで、大山崎町は1つしか答えが出ていませんが、元々1つしかなくて1つが答えてくれているのか、たくさんあるのに1つしか答えなかったのか、その辺のトータルの数と回答率というか、その辺はどうなのでしょう。

【事務局】

大山崎町内には1事業所しかありませんので。

【委員長】

ちゃんとそこが答えてくれていると。向日市や長岡京については大体答えてくれている感じですか。

【事務局（コンサル）】

抽出の段階でワムネットに登録されている事業所さんを町のほうで抽出していただきまして、事業所さんによってはサービスを2つ提供されていたら、2通届いているケースもあります。回答としては1通分だけを返してきている事業所もありましたので、正確に回答率を出せない状況になっております。

【委員長】

送ったのは法人宛てではなく、事業所ごとに送っているということですね。

【事務局（コンサル）】

サービス提供の事業所の区分ごとに送っているというかたちなので、回答としてはそこそこありますよね。

【事務局】

そうですね。1法人で3、4事業を展開されているところは、まとめて出してこられて

いる部分が多いです。回答率としては、かなり高い数字ではないかと思えます。

【委員長】

わかりました。

どなたからでも結構ですので、ご質問とかございませんか。

3～4ページにかけて、「事業を運営する上での課題が」前年に比べてすごく減っている。これは本当に改善されているという捉え方をして良いのか、何回言ってもダメだから書かないでおこうということなのか、その辺の実感としてはどうですか。改善されている課題になっていないのか。

【事務局（コンサル）】

数字を見るかぎりでは減ったと言えるのですが、前回の調査なのですが、乙訓圏域だけでなくサービスを利用している京都市の事業所さんや遠いところだと九州の事業所さんに対してもアンケートをしていた状況なのですが、今回は乙訓圏域に特化させていただいた中で、かつ完全比較ではないですがその中で比較させていただいているので。完全にどうかと言われると困るところはあるのですが、確実に言えるのはスタッフの確保は継続した課題であるというのが、前回と今回を通じて言えるかと。

ただ、そちらのほうはワークショップのほうでもご説明させていただくのですが、そのときも人の確保というところでの話は結構出ておりましたので。ここはやはり他市であっても、この福祉人材系の確保というのはどこでも抱えている課題ですので、ここは日本全体的な課題として言っているのではないかと考えています。

【委員長】

「スタッフの人材育成」や「中堅人材の確保・育成は」、すごく減っていますね。

【事務局（コンサル）】

そうですね。

【委員長】

なんでしょうね。

【事務局（コンサル）】

確保できたかもしれないですけども。もしかしたら提供している事業所や団体の方のほうがお詳しいかもしれないです。

【委員長】

実感として、いかがですか。

【D委員】

私は大山崎で事業所をしているのですが、火の車ですね。一応、日々何とか回しているということで。いつも人は何かで辞めて、次の補充がなかなかできない。この間、3人ほど紹介をして、なかなか結果に結びつかず、四苦八苦しています。

12ページにある「問9 事業を展開していくにあたって、行政にお願いしたいこと」で、策定委員会は今年始まったものでなく経過があつて今回があると思うのですが、日々運営してきているなかで色々課題があるのを積み上げていって、具体的にどのようにクリアして充実させていくかということになると、やはり色んな困難なケースがあつたときの事例検討会などが丁寧に行われないと力も付いていかないし。状況を実態に応じて積み上げていくことを考えると、困難な事例に関してできるかなと。

【委員長】

今、自立支援協議会があるけれども、そこで行われているかどうかとか、行政にお願いする課題なのか、事業所同士のネットワークのなかでそうあるべきなのか、その辺はどうですか。

ここは実態として3つの市町のなかで動いているわけですね。そうしたときに、それぞれの体制や考え方が違うから、行政に言うより自分たちでやるほうが早いというかたちで解決するようなことではないですか。困難事例の検討会というのは行政にお願いすることなのか、自分たちでやろうという提案なのか。どうなのでしょう。

【D委員】

両方だと思います。施設の職員さんが必ずしも、例えば、精神保健やプロフェッショナルの資格や質を確保しているとは限らないので。この状況によってはサポートというか、専門家を入れて、カウンセラーとか精神保健福祉士とかを含めて、事例を検討していかないとですね。

【委員長】

それは必要なかもしれないですね。

【D委員】

それらを積み上げないと。

【委員長】

それを行政にお願いすることなのか、自分たちの仲間に声をかけたら良いという話なの

か。

【追立委員】

行政との連携でないと、施設はそれだけのマンパワーとして専門職をいつも置いているわけではないので、連携しないと難しいと思います。

【〇委員】

相談事業をやっているのですけども、相談事業のなかで、いろいろなテーマがあって、相談がくるのですけども、それをきっちり解決するのは相談員だけでは難しい。それを相談として、行政に投げかけたときに行政から答えが返ってこないというのが一番大きな課題です。

それをきっちり言われた通り、連携をとりながら相談というものが、ちゃんと生きていかないと。今の包括支援センター、高齢者の相談はある一定レベル水準が上がっていますよね。ところが障がい者の相談はレベル水準が上がっていません。相談1件にしても報酬がいくらとか、高齢の場合は毎月計画を作っていたら計画に応じてサービス提供がずっと生まれてくるわけですけど、障がい者は毎月でもないし、変化が求められてくるのですけども、そういう相談というものに組織立ったものがないので、そこまで入り込めないのが実態です。我々の相談事業所のなかでも相談を受けていますけども、「相談」として私のところに通所してもらっている人は1日の状況が分かるので良いのですけども、飛び込みで来られる方は分からない。それをどうしたら良いかを整理しながら行政とですね、行政はそれに対するサービス提供をしてくるわけですから、その辺りの連携をしっかりと我々がどんなに相談できていてもイコールになってこない。そのようなものが行政と施設と業者が1つになってタイアップして話をしていけないと。行政だけが先行する、業者だけが先行するわけにはいかないし、利用者があるの相談事業だから、その辺を我々がきっちり理解して行政に「どうですか」とはっきり言っていけなないと思います。行政が言ってくれるのを待っているのでは手遅れになってしまう。相談でも色んなケアがありますから。医療的ケアを必要とすることで相談してこられる方もいますし、緊急度に応じたかたちでの相談をしっかりとできるような、事業もしっかりしなければいけないけども、行政もきっちり受け止めてもらって、それに対するサービス提供をしっかりともらう。そういうことをしてもらわないといけなないと思いますね。トライアングルの連携をとっていくのが一番大事なのではないかと思います。でないと、それぞれが頑張ってもちぐはぐになってしまうと思います。三位一体の中で連携をしていけば、良い相談ができるようになると思います。

【委員長】

今までの障がい者の自立運動を含め、運動体としたら行政を入れずに自分たちで話をし

て、その結果まとまったものを行政にぶつけていくかたちの運動体ありますよね。今はそうではなくて、行政も一緒に考えてやろうということで。現実に行政に応える力は無いですよね。

【O委員】

そんなことはないと思いますよ。ただ、我々と同じように歩み寄ってほしいというのは事実です。

【委員長】

我々の知らない使える制度みたいなものがまだまだあるかもしれないし、作ってもらわなくてもあるもので使えるかもしれないし。

【O委員】

そういう意味では情報提供というのは大事ですね。年1回サービス提供の話京都府が分厚い本で話されていますが、分厚い本のなかから全部説明されてそれを聞いて、我々事業所がどれを取捨選択するか考えながらサービス提供をしているわけですから。みんなも知るべきだし行政からも情報提供をしてもらおうという方向をとらないと。我々も与えられたものだけでなく、どうしたらよくなるかというのを我々自身も考えていかないといいと思います。

【B委員】

今相談を受けて、事業所として行政に投げかけるが返事が来ないと言いましたよね。

【O委員】

来ない場合があります。

【B委員】

場合があるということですね。

【O委員】

元々、行政もケアマネ会議とかたちのなかで利用者に対するサービス提供をどうしていったら良いか常々考えておられるわけですから。相談者の知識不足もありますから、さっき言われたように、どこに相談したいとか、そういうことのアドバイスをいただくとか、相談者が受けて動くという形の中で、行政的には基本的にはオールマイティの話なので力をつけていただく。結果、我々としては頼れる行政になると思います。

【D委員】

行政には、やっぱりコーディネーターの役割をきちんと果たしてもらいたい。請け負って解決してもらうことを要求しているわけではないので、もちろん施設は施設、個人は個人でどのようにしたら良いか色々日々思っているわけですが。社会資源をうまく活用しながら前進させるコーディネーターの視点を行政がちゃんと持ってくれているかということ。

【O委員】

人事異動で回っているわけですが。それを言うてはいけないのですが。だけど、そこに行けば、どこにでも通じるような知識をちゃんと行政として得てください。また我々にアドバイスをくださいというかたちのものを求めるようにしていけば、また変わっていくのではないかと思いますけどね。

行政が元々できないから自分たちでやらないといけないではなくて、行政に投げかけていくべきだと思います。

【委員長】

「行政がコーディネーターを」とおっしゃったけども、行政のコントロールの下で皆さんがというよりも、対等な関係をどのようにつくっていくかというときに行政をお願いをして、そのような仕組みをつくってもらうのが大事なのか、自分たちがつくったところに行政の人も来てくださいというほうが良いのか、すごく大きな問題だと思うのですが。どちらにしても高齢者の相談・仕組みはすごく充実してきましたけれども、障がい者については全国的に人もいないし、知識も相談にあたっている人も少ないですし、事業所も少ないですし、その辺のところはすごく大きな課題だということが事実ですね。

【O委員】

専門職ではない。相談員自体が。今、高齢者の相談はほとんど専門職が対応されている。

【委員長】

そうですね。しかも地域包括は3種類の専門職が集まらないとできないから。障がい者の場合はそうでないですからね。

【O委員】

逆に言うと、障がい者の相談は素人がやっている話なので。ただ、障がいのことについて若干知っているということのなかで動いていますので、それが一番しんどいかなと思います。

【委員長】

相談員に対する手当の問題にしても、事業所そのものがどこにあるかということにしても、単体なのか複数なのか色々な課題があると思いますけども、どちらにしても弱体であることには間違いのないことですよね。

そこに大きな問題があるということは置いておきまして。他に違う視点でいかがですか。

【L委員】

9ページの「18歳未満を対象としたサービス」のアンケートの内容ですけれども、ショートステイと放課後等デイに通っている子どもたちにとってニーズが高いということで受け止めていただいていることを感じて嬉しいと思っております。

ただ、利用するにあたっての中身ですが、自閉症の方は急に言われてもできないので、日頃から使うということと、理解していただけることがベースになってくるので、それに対応できるようにという受け止めをしていただいているのかなと思っております。

もう1つ、「学校への送迎」が5.1%とあるのですが、学校への迎えのほうは事業所の方に来ていただけるのですが、学校への送りのほうは制度として使えないということがあります。数は少ないですがニーズとしての困り感としては、すごく高いという保護者の中身があります。数として出てくる部分と中身として出てくる部分と、それを解決するための手立てがそれぞれアンケートの項目としてはあるのですが、中身的には吟味が必要だと思っております。

【委員長】

迎えは、放課後等デイサービスの人がバスで迎えに来てくれることが多いですよね。

【L委員】

送りについては、朝はできないということになっていますので。それができない保護者は、すごく困り感が高い保護者が多い。

【委員長】

社協と連携してボランティアの人をお願いするかたちを考えたほうが良いのか色々なことがあると思いますが、どっちにしても困っているのは事実ですね。

ショートステイや放課後等デイサービスにしても、これは事業所がこれからこのような事業をしたいと思っているという感じですよ。

【事務局（コンサル）】

したいというか、「提供しているなかで必要と思われるサービスは何ですか」という聞き方をしたので。選択肢があるところに丸をしていただく回答ではなくて、皆さんが感じて

いるなかで具体的に筆記していただいている回答ですので、ここに出てきているということは、かなり重要だと認識されているサービスかと思います。

障害福祉サービスだけに特化しないかたちで聞いていますので、「送迎」と言われたことがここで具体的に出てきているということは、たぶん生で感じているとか、利用者の方からそのような声をよく聞くからということ書かれていることも考えられますので。5.1%とすごく少ない回答ではあるのですが、先ほど言われたようにすごく重要で中身を吟味しないといけないという意見は確かだと思って、今聞かせていただきました。

【委員長】

事業者が感じているニーズだが、自分たちでやろうということではないということですね。

【事務局（コンサル）】

「今後、展開しようとしているサービス」というところで6ページにご記載いただいているところではあるのですけれども。こちらが今後やりたいということで回答いただいているサービスの一覧になってくるのですが、ここで送迎の話までいっていないということとですね。

【委員長】

子どものことについては、ほとんど考えていないということも言えるわけですね。

【事務局（コンサル）】

設問の順番で聞いていっている関係もあるので、設問を最後に持ってきたら「送迎」というご記載があったかもしれませんが、調査した上での回答なので何とも言えないのですが。

【委員長】

6ページのものは、制度としてお金が出てくるかたちになっているから事業所としてはできるけども、子どもの学校への送迎は制度が無いから事業所としては必要と実感を持っていても自分たちではできないということになってきますね。

【事務局（コンサル）】

そうですね、送迎となると、障害福祉サービスでなく子育て支援の話であるとか、ボランティアさんの話であるとか、そういったところと複合的に考えていかないとイケませんし。何か事故が起きたときの責任問題であるとか、色んな問題が絡んでくることなので、改善していくにあたってはかなり詰めていかないと。障がい部局だけでなく児童の部局と

もトータルで考えていかないと改善できない問題かと思いますね。

【委員長】

他いかがでしょうか。

他のアンケートや調査と関連してきますから、ここはこれぐらいにさせてもらって。

【K委員】

10 ページの「居住機能」とは、具体的にどのようなことを意味していますか。

【事務局（コンサル）】

「住まいの場」という意味合いで捉えていただけたら。「住まいの場がほしい」「居住の場がほしい」という意見が多々ありまして、それをまとめて今回「居住機能」という表現にさせていただいただけです。

事業者さんの言葉そのまま載せていただいていますので、見ていただいたら分かるかと。

【委員長】

「宿泊機能」は「居住機能」と違うから。

【事務局（コンサル）】

「宿泊機能」は、ショートに近い意味合いが多かったと思います。

【委員長】

ここについては、また後で関連して出てくると思いますから、気になることがあったら併せて後のほうでお願いします。

では、「団体のヒアリング（ワークショップ）の結果について」、資料3に基づいて、ご説明いただけますでしょうか。

【事務局（コンサル）】

一審議事項2）団体ヒアリング（ワークショップ）の結果について、説明一

【委員長】

2回目について、意図が違ってこのような流れになってきたということは、参加者の意図として居場所の問題がとても大きいと。資料2の事業所アンケートでは相談事業が出てきたが、相談事業よりも居場所のほうが団体としての意向だと捉えて良いのか。それとも流れで居場所の話になったのか。団体としては最も求めているものかどうかということとは

分からないということですか。

【D委員】

両方あったと思いますね。

【事務局（コンサル）】

参加していただいている方は分かるかと思いますが、サービス確保に向けてのご意見がほしかったが無理というかたちになりまして。

【F委員】

医療にしてもグループホームにしても、やはり団体が何か工夫して少しでも良くなるような課題ではないし。それはもっと行政なり、制度の問題とか色んな大きな課題なので、短時間でそこまでの話はできないし、皆それぞれそこまで話す余地がないというか。そういうこと言えば、居場所とか、自分たちで努力すれば少くくは一緒にやっつけていけるような課題かなというところで話が進んだと思います。本当は、提起された中身に準備したらよかったですけど、そこまでいきませんでした。

だけど、感想で言わせていただくと、前回のときはそれぞれの団体ヒアリングで終わりましたが、今回ワークショップというかたちで色んな団体の方の意見を聞かせていただいたり、交流することによって共通の課題が認識できましたし、団体のPR活動ということでお互い情報を共有しながら少しでも一緒にできることは一緒にやっつけていったらいいし。PRに関しては行政の広報誌や社協のニュースなど色んなかたちで具体的な手立てが打てるのではないかと感じましたし、そのような意味でワークショップはそれなりに良かったと個人的に思いました。

【B委員】

ワークショップのなかで特にというようなものは無かったですか。

たくさん色々挙げられていますけども、自分たちにとってこの部分が一番実現してほしいとかの意見は無かったですか。

【F委員】

それはやっぱり1回目に出ていた医療やグループホームや緊急時の対応です。その辺は共通してあるのではないかと私は思います。

【B委員】

そういうところは、これからは重点的に目を向けたほうが良いかと思います。

【委員長】

7月3日で、たくさん意見が出ている枠の大きいところが重要なところだということですね。

全国的に障がい当事者の団体そのものが高齢化、そして人数が減ってきている。団体そのものが過渡期にきていると思うのですが。

ワークショップの結果を見ていただいて、何かご意見とか。

【K委員】

色んな団体が集まるような会はないのですか。

【F委員】

自立支援協議会には、障がい者団体だけではなく行政や事業所などのまとまったものはあるのですけれども、私たちの障がい者団体としてはあまりないです。

【委員長】

大山崎町障がい者団体連絡協議会みたいなものは無いということですね。

【F委員】

それはないです。

【K委員】

どこかが音頭をとってですね。

医師会でやっているのは、訪問看護ステーションや特養や老健の人たちが集まって定期的に在宅療養手帳事業で集まったりするのですけど。医師会の方針としては同じ仕事をされている人が集まって、それぞれ団体を作って、話し合いができるような対象者をつくるというように動いていますが。

障がい者の方々は、集まるのは皆反発し合っているのですか。

【F委員】

それぞれ知的の方、身体の方、精神の方の3障がいについては無いです。それぞれの団体は、それぞれにあるのではないかと思います。

【O委員】

個々の団体としてはあるのです。ただ、それをとりまとめる組織は無いです。本来ならば、知的や身体や精神が集まって、何かを求めたいと思って起こせられたら一番良いですけど、なかなかそれをとりまとめるのは非常に難しくてですね。

【委員長】

それは社協の役割ではないんですかね。

【M委員】

社協も確かに関わっていかないといけないと思いますけど、そこまで中心になれるかどうか。

【B委員】

2市1町で知的障がいと身体障がいの会があるのは大山崎だけなのです。他のところは1つになってお母さん方がつくって今まできておられるから。総会をやったときにも身障のほうは向日と長岡からも来ますけども、知的に関しては連絡網など何もありませんから。成り立ちが不自然なのですけど。知的の会ができたのは、元々社協の先代の事務長さんがお父さんを現場に引っ張り出ささいということで、育成会ができたのです。今はお母さんばかりになっていますけど。生い立ちが違いますから、横の連絡とか、協議会をつくるというのは。

【D委員】

K委員がおっしゃる高齢化社会は誰でも共通する問題なので連携もとりやすいと思うのですけど。

【K委員】

連携はとりにくいです。無理やり言って集めて、文句言いながらも集まってきて、得るものがあるから固まっていく話なので。その会に行くときは気を遣いながらですから。

【O委員】

在宅療養手帳の会議をしたら、施設から「来て下さい」と連絡があります。連絡があったら行って、担当を決めて、そこに行ってもらって、報告をしてもらってという。

【K委員】

趣味ではなく仕事として来てもらっているので、得るものもきっとあると思うので、次からは来てもらうようにしているのですが。行政がやると「命令だ、来なさい」というかたちになってしまうし、一事業所で〇〇医院がやるとしたら「営業だ」と言われるし、医師会がやるから成り立っていると思います。

【O委員】

実は自立支援協議会も本来、長岡京市のなかでネットワーク会議というかたちで毎月1回やっていたのです。でも、それはだめだと。長岡京だけやってもダメだろうと。それなら2市1町が連携して自立支援協議会をつくるほうが良いだろうということで、発展していったのです。ですから、もともと長岡京がやる、大山崎がやるとなると、同じ人が3か所に出ることになり、出てもらう人に迷惑をかけることになる。まず、2か月に1回でもやらないかという事で。平成19年からやっている。今でも長岡京だけのネットワーク会議は2か月に1回やっています。

ですから、同じなかでも2市1町の圏域のなかでやっていくのも大事なことだと思うので、これをどのようなかたちで発展させていくのか。ただ、あまりにも組織が大きくなりすぎて非常に難しくなっている気はします。そのようなものをコンパクトにして、皆で意見が述べられて、糾弾する場でなく検討する、課題を整理する場所であるべきかと思いません。

【F委員】

今回のとはちょっと違うと思います。

【委員長】

自立支援協議会は支援する側の会議だけでも、今言っているのは当事者同士の会をつくらうという話。

【O委員】

自立支援協議会は団体も家族会も全部入っています。そこで皆の意見が出てきて、いかに行政のイニシアチブを引き出してくるかの組織ですね。

【F委員】

そうなのですが、やっぱり2市1町それぞれにこういう策定委員会なり、相談がありますよね。2市1町として共通する課題もあれば、それぞれ市町で違う課題も若干あると思います。その辺を論議できる場とか、私たちの要求などがまとめればすごく良いと思うので。緩やかでも良いから繋がりを持てたら良いかなということで。このワークショップ2回目はそのような意味もあると思います。

【委員長】

高齢者に比べて障がい者の施策は遅れている。相談事業も含めて随分、遅れている。あるいは3障がいと一緒にしたら事業体にしなさいというのも1つの方向ですから、そのようなことを考えたときにいつから始めても遅くないと思いますので。ぜひ取り敢えず寄れる場をつくって、せめて高齢者並みの相談体制をつくってほしいということを町に言って

いくために、バラバラの団体で言うよりも、町内の全障がい者団体が集まると力になるでしょうね。

【F委員】

そのときに音頭をとっていただく方が必要ですね。社協さんとかね。個人の団体で呼びかけるのは難しい。

【D委員】

当事者過ぎるとするのは難しい。社協さんか、K委員がね。

【K委員】

僕を立たせないで。

【委員長】

営業と思いませんから。

【K委員】

在宅療養手帳委員会というのはそのような会で、例えば色々な施設の方から行政に言いたいことがあるのであれば医師会から行政に話ができるし、行政からお願いがあるのであれば医師会から噛み砕いて提案する会だと思っているので、その会をつくれれば良いのではないか。

ただ、言えるのは先程2市1町がバラバラでと言っているけど、バラバラでは面倒くさい話なのですね。さっき、在宅療養手帳委員会が今度、全国ネットで地域包括ケアシステムの話をよく言っているのですが、それは地域包括ケア会議を開いて、地域包括ケア会議には医師と歯科医師と薬剤師と訪問と福祉事業所をというのは、手帳委員会の話です。手帳委員会はおそらく結構良い事業で、宮中までいってご褒美をいただいたような話なので。厚生労働省はよく知っていて、それを2市1町に下ろした。私は勝手にパクッたと思っています。パクッたために2市1町でやっているのに市町村でやりなさいという話になるとバラバラに手帳委員会をやらされるから、それは医師会としてはやめたい。

バラバラよりも2市1町でやっていく方向で話を進めていくほうが。アンケートでも2市1町でという話がありましたよね。その方向で話を進めていくことを前提なら、やっても良いという気もするのです。

【委員長】

福祉の体制を見たらそうならざるを得ないし、そのようにしないといけないでしょうけど。ただ、合併問題とか色々出てきたときにややこしくなり、なかなかということになる

かもしれませんね。

【F委員】

自立支援協議会は2市1町でやっていますので。

【O委員】

やはり1本であるべきと思います。逆にそこに忌憚のない意見を全て出せるような。

在宅療養手帳の会議に以前出させていただいたのですが、やっぱり乙訓圏域の介護の在宅療養手帳を普及しようといった中身は、すごく大きかったです。そのための動きというのはすごくバイタリティーがあって、我々としても障がい部門についても行政がバックアップしようとか、色んなかたちのなかで動いてきたのが今の在宅療養手帳の会議です。それを末端まで下すよりもそこである程度集約して、動きが出てくればもっと行政にモノ申すこともできるし、全国医師会にも言うことができるし。障がい者のことについてもすごくバックアップしてもらえらるような話をしてもらえらるということであれば、分散するよりもある一定の力をつけておかないといけないと思います。

【委員長】

こうなさいとか、こうあるべきだということではないと思いますが、色んな芽が出てきましたから、その芽を大事に育てていただいたらきつくなっていくと思いますから。

【D委員】

2市1町になのは分かるのですが、やっぱり大山崎、身近なところにほしい。

【委員長】

ワークショップそのものの雰囲気とか、何が大事かということについての認識は共通になったと思いますので、特にこの他なければ次のところに行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、「3) 障害当事者個別アンケート調査の結果について」ご説明をいただければと思います。

【事務局】

ー 3) 障害当事者個別アンケート調査の結果について、説明ー

【委員長】

ありがとうございます。

何かご意見はございますか。

「身体」と書いてあるのもイメージ的には車イスだけれども、耳の聞こえない人や目の不自由な人もおられたということですね。

【事務局】

そうです。「身体」の種別としては、目の方、聴覚の方、身体の方がおられました。

【B委員】

知的のほうで、私は1名をお願いしますと言ったのですが、アンケート結果では4人になっています。どのように選ばれたのかと思うのですが。

【事務局】

育成会さん以外にも手をつなぐ親の会さんとか複数にお願いしています。

【B委員】

それと、質問の表現の仕方が難しかったという声があったのですが、もう少し下げて、障がいの子に相応しい言い方、かみ砕いてほしかったという話がありました。

【H委員】

去年から計画相談が始まっているのですが、その話がこの中に全然出てきていません。それは実際に話がなかったのか、それとも意図的にそのようなところは問わない質問だったのか。どうなのでしょう。

【事務局】

聞き方としては、問4につきましては「大山崎町の相談支援体制について何かご要望はありますか」と簡単な形にしています。知的の方も含めて当事者の方にお聞きすることを大前提にしております。設問については極力簡単な聞き方にしています。H委員のおっしゃっていることについて、直接的に相談支援の計画相談については、どうですかという聞き方はしていません。

【委員長】

質問そのものは5つだけですので他にも色々なことがあるのだと思いますけど、そのことについてだけお答えをいただいたということですね。

他にはいかがでしょう。

【F委員】

相談ですが、回答を見るとやはり身近な家族や事業所さんとか、普段生活している人に

相談をして解消していることと、計画相談ということには少しギャップがあると思います。計画相談というのは、あくまでも支援している親やその人たち、その当事者の方の将来を思ったらこのようにしていかないといけないというのがあって、本当に当事者の方たちの思いと計画相談はまだまだかけ離れているのかなど。この要望をみて分かって、そうなのかと感じました。

【委員長】

まだまだ他人や専門家に相談することについて慣れていないですね。

【F委員】

親が亡くなった先のことまであんまり考えていないのではないかと思うのですけど。

【委員長】

実感としてそこまでなかなかという感じはありますけど。他にはいかがでしょうか。

【D委員】

日常的な相談もそうなのですが、災害時のことはやっぱり大きいと思って。

私の子どもは普段おとなしいし、特に支障ないと思っていた時期があったのですが。東北の震災のときに例えば体育館に区切りだけというのをみて、これは無理だなと。障がいを持った方は一晩も居られなく、民家などを確保してそこに避難したというのを聞いて。台風で避難指示が地域に出たときにふるさとセンターが避難先に指定されていますよね。でも、水に浸かったら3階以上のホールしか使えないので。100人ぐらいが集まると一杯になる施設なので絶対に無理であり、現実的に自分たちで考えなければいけない。事が起こると、やっぱり私の子どもは無理だなと思いました。普段は慣れたところなので、トラブルとかはありませんが。

【委員長】

これは全国的に障がい者や高齢者などの要援護者をどうするか大きな課題になっているけど、手の打ちようがないという状況で。福祉避難所みたいなことを言っているぐらいのことですから。

【D委員】

ここには身体の方が情報の伝え方について意見をおっしゃっているのですけども、現実には大変な問題。

【委員長】

福島でも体育館に避難していて特養のお年寄りも一般の人も含めてヘリコプターが迎えにくると言ったら一般の元気な人が先に乗ってしまって、最後はお年寄りと施設の職員だけが取り残されてしまったという例がありましたから。それを考えると障がい者の人たちの避難はどうするのか。

【D委員】

本人はまずパニックになって声を出したり、落ち着かずに動き回ったりで。まわりから「迷惑ではないか」という声が当然出てきてしまう。

【委員長】

これは福祉の部局だけでなく防災部局との共同になってくる。
そのような話し合いはされているのですか。

【事務局】

障がいをお持ちの方も含めて避難に支援を要する人たちの支援については、国の災害対策基本法が改訂されて避難要支援者名簿を作るとか色々動いている部分ではあるのですが、まず避難するにあたっての支援がいるというのが1つ目の問題。2つ目には、避難所に行ってから「個室ではない、段ボールで仕切っただけの空間で長くは居られない」とか、障がい特性によってはそのような問題もあると思いますので、福祉避難所がいくつか開設されることとなります。ただ、福祉避難所は大体72時間を目安に開設するというようになっていますので、一旦は皆さんが集まる避難所で2～3日過ごしていただいた上で、そこで過ごせない人は福祉避難所に移っていただくようなことを、現状行政としては想定しております。

2市1町共通の乙訓福祉施設事務組合につきましても、2市1町の障がいをお持ちの方が発生時に利用できる福祉避難所の協定を結ぼうと動いているところでございます。

【D委員】

2日、3日なんて無理。

【O委員】

私の法人も長岡京市の災害が起こったときの福祉避難場所です。ただ、災害が起こったときに連絡がない。「待機して下さい」という連絡が無いです。本来は、福祉避難場所であれば「待機して下さい」というのがあるはずなのが、行政は基本的に公共施設なので待機しますけども、そのようなところの部分がものすごく洩れている。

これは、我々も甘んじているからいけないのかもしれないが、避難場所と決まった限りは通報いただいたら開所します。障がいをお持ちの方の二次避難場所にも適応していかな

ければならないですから、そのようなことを行政と施設側がきっちりタイアップしていかないと無理だと思います。

阪神淡路大震災のときに物資を持って行ったりしていたのですが、障がいをお持ちの方がどうしても入れない場面に何回も遭遇していたのですが、場所の確保は絶対的。健常者を確保する以前にその人たちを確保してあげないと。生活が安定しないのが一番怖いわけですから、そのようなところを我々の施設等に委ねていただいたほうが我々としては活動ができるのではないかと思います。

福祉避難場所について、一時的に集まるけれど、健常者はほかの近くの場所に避難していただいて、障がい者は専門的なところが受けていくという形でないといけないのかなど。これは長岡京市、大山崎、向日市ではなく、圏域のなかで対応していかないといけないと思います。大山崎の問題であっても、そのようなことがあった場合、2市1町が協定を結んでいてくれれば我々の施設に来ていただけるというようになるのかなど。

【D委員】

警報が頻繁にメールで来ます。具体的に避難指示が出たときは、消防の人に桂川が氾濫したときに「3階以上は標高から言ったら命は助かりますよね。それで対処するしかないですよ」といったら、消防の人は「とにかく逃げて下さい」と言われた。同じ路地に高齢者のひとり暮らしもいるし、うちの子も危ないし、たまたま孫がいたから山手に知り合いがいたから連れていってもらったりした。特に問題にならなかったのよかったです。自分たちでなんとかしないと。

【委員長】

指示されても、どこに行っても良いか分かりませんよね。

【D委員】

連れていくまでのリスクは、ものすごく高い。

【委員長】

今回の計画のなかには災害時のこととかはどうにもならないと思いますけど。早急に言わないといけないぐらい頻繁に起こっていますし、東北のときにも人口比を考えたら健常者の倍ぐらい障がい者の方が亡くなっているデータもありますし、水害は怖いですね。

【事務局】

特に障がいをお持ちの方は個別避難というか、まず避難所はどこだ、そこに行くまでとか、避難所がどういう設備になっているとか、支援者がいるとか、先ほどの話で家の3階以上なら安心だとか、避難所に行くよりも自宅の3階で過ごされたほうが安全だったら

そちらを選択してもらおうとか、個別のケースバイケースに応じた中の個別避難プランというか、ニュースとかでも警報が出て避難するかどうか、危ないかを判断して、と言っているかと思いますが、避難するだけでなく状況を踏まえてですね、今インフォメーションの形が少し変わっていると思いますので、皆さんの障がいの特性なり、避難場所の状況とか情報収集してもらうなかで個別の避難を考えてもらうこともお願いしたいと思っています。

【委員長】

東北の震災のときは、至る所に「発達障がいの方がいるから理解して下さい」という大きなポスターが厚生労働省の名前で貼ってあったのがたくさんありましたけど、日常的にそのような人もいるということを皆が理解して、どのように共生できるかを考えていかなければと思ったら、日頃のPRや理解のこともぜひ考えていただければと思います。

「4）乙訓圏域の課題について」ご説明お願いできますか。

【H委員】

－4）乙訓圏域の課題について、説明－

【委員長】

自立支援協議会と今度の計画は、どのような関係性があるのですか。

【事務局】

前回からなのですが、自立支援協議会の意見や動きを聞いた上で大山崎町の計画に反映させるなり、連携するというので。今日はGMという立場で報告をいただいたということで。今の圏域の自立支援協議会で話し合われている内容、課題について報告をしていただきました。

【委員長】

今、話し合われている課題というのが、現実にこの地域にある課題だから計画にちゃんと盛り込みなさいということですね。

【事務局】

そういうことになります。

【E委員】

今、お聞きしました入院時コミュニケーションの支援ですけれども、医療的ケアの人だけが対象でしょうか。障がいを持っている子どもが入院したとき、支援度の高い子どもには24時間、ほとんどつかないといけないと思う。そのときに何時間か支援していただける

システムをぜひ次の計画に載せていただきたいと思います。

【H委員】

大山崎町さんのほうが答えるべきかどうか分かりませんが、私のほうからはコミュニケーションの難しい方という表現で自立支援協議会のほうでは検討してはしまして、医療的ケアが必要な方も、医療的ケアの必要でない方であっても、障害支援区分というのがあり、かなり重度の方になってしまうかもしれませんが、その方に対して入院されたときの支援がしていただけるということで。

【E委員】

コミュニケーションができていても障がいを持っているかぎり不十分だと思います。介護者もお風呂や食事のためその場を離れたら心配や不安が付きまといまいますので。この際そのようなことも載せていただけたらと思います。

【事務局】

4月から入院時コミュニケーション支援事業が2市1町共同で制度化しまして、医療的ケアだけでなく、H委員が言われたように重度訪問介護が適応される区分4以上で、重度訪問介護サービスに該当する方でコミュニケーションが取りづらい方については入院先の病院の了解が取れば、普段慣れたコミュニケーションを取っているヘルパーや施設の支援員さんに行っていただくということで。利用可能時間の上限設定はありますけれども、保護者の負担の軽減、本人さんのより快適な入院生活をということで制度化しています。重度訪問介護が基準、区分4以上で認定調査である項目にチェックがかかっている方で、コミュニケーションが取りづらいというのが条件ですね。

【E委員】

ありがとうございます。

【委員長】

なるべく使いやすい制度になるような良いかたちにしていただけたらと思います。

最後に資料5の説明をいただきます。大まかな流れが書いていますのでこれに基づいて次の回で数字的なことが出てくるということですね。

では説明をお願いいたします。

【事務局】

－追加資料 数値目標、5) 計画骨子案について、説明－

【委員長】

新しい制度だから我々もやってみようという意思を表明していただいていると理解していいですか。

【事務局】

大山崎町単独では難しいかも知れませんが、圏域なり、ここで必要とされているニーズというか、その課題解決の1つの施策としてこういう社会資源なり、必要ではないかというところを次回のところでは具体的な数値目標が入りますので検討していただきたいという思いで。今日は具体的な数字を含め以上でございます。

【委員長】

実際やることになったら大変かもしれませんが、新しい試みなのでやってみたいという気持ちも色んな方がお持ちだと思います。

【事務局】

今日の案では無難なことが書いてあるので、次回このところの趣旨や先ほどの意見も踏まえたことが書けるのであれば、計画策定趣旨等も肉付けしていきたいと思っておりますので。

【委員長】

サテライトのことも含めて、町のほうから積極的に資料を出していただいたから期待しますよね。

【D委員】

今までもそういうニーズはあった。ワークショップでもあったし。やるという方向で思っているのはいいですね。

【事務局】

やるというか、まず社会資源として仕組みのアイデアをまずもらいたいというか。

【D委員】

ワークショップでも施設の要望も既にずっと出しているから、それはやりますよということ。

【委員長】

ではそれを楽しみにしまして。福祉計画の資料5について説明は特にはいいですか。

【事務局】

お目通しいただければと思います。

【委員長】

具体的なサービスの数字を次回は町のほうから提示していただいて、それについて私たちが遠慮なく言う会ですので。言ったから町ができるとは限りませんが。新しいことで当事者の人たちの生活がどれだけ豊かになっていくかすごく大事なことだと思いますので、次回も資料を事前にいただけるということでいいですね。資料を見ていただいて、より積極的にご意見いただければと思います。

10分ほど遅れましたけど、事務局に返したいと思います。

【事務局】

最後の「その他」というところで第3回の日程なのですが、勝手ながら12月1日(月)で調整させていただきたいと思っております。時間は14時からおおよそ2時間程度で考えておりますので、皆さんご予定をいただけましたら幸いです。

資料につきましては1週間前程度に送らせてもらいますので、よろしく申し上げます。

【課長】

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

これから色々検討がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、ありがとうございました。